

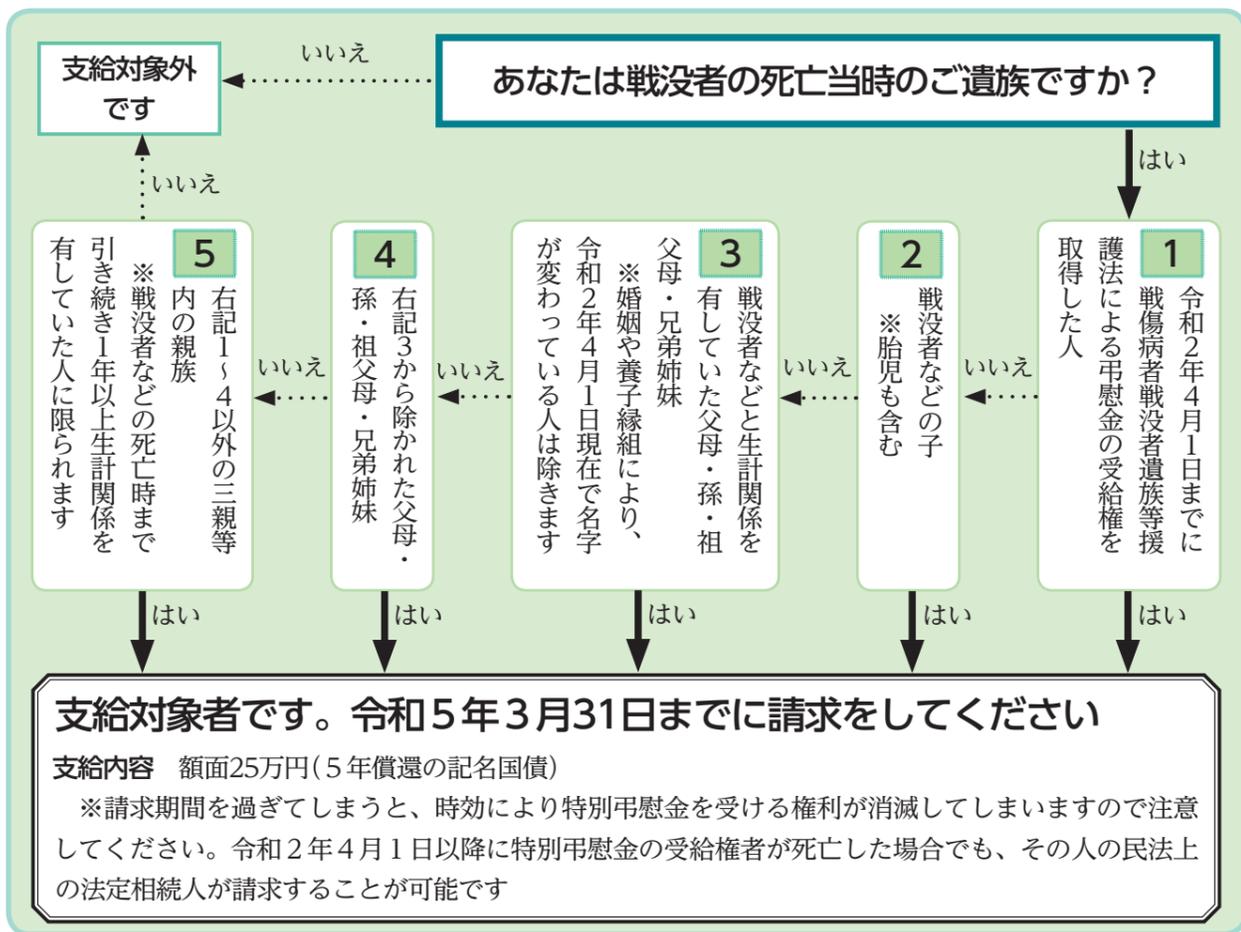
戦没者などのご遺族の皆さまへ 「第十一回特別弔慰金」が支給されます

問い合わせ 福祉課(☎④2297)

今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に、国として弔慰の意を表すため、戦没者などのご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給します。対象となる人は忘れずに請求してください。

下のフローチャートで支給対象者の確認をしてください

令和2年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金などを受ける人がいない場合に、下記の順番による先順位の遺族1人に支給されます。



まだ請求をしていない人は・・・

請求案内郵送

第十回特別弔慰金を本市で受給した人で、4月1日現在で市に住所がある人は、請求の案内を8月中旬に郵送します。

請求書類配布

福祉課で請求書類を配布しています。

特別窓口開設

電話での予約制で、窓口の手続きでは1人30分程度かかります。

日時 9月1日(火)～18日(金)午前9時～11時30分、午後1時～4時30分

場所 市役所福祉会館

※期間外での来庁は事前に連絡してください

国勢調査を実施します

5年ごとに実施する国の最も重要な統計調査です



すべての人と世帯が対象



国勢調査は、10月1日現在で日本国内に住んでいるすべての人と世帯が対象です。
※生まれたばかりの赤ちゃん、3カ月以上日本に住んでいる(住む予定である)外国人も調査対象となります。

国勢調査員が訪問

9月中旬から10月上旬にかけて、総務大臣から任命された国勢調査員が、皆さんの自宅へ調査書類の配布・回収を行います。

回答方法は3通り



回答は、インターネットまたは紙の調査票のいずれかの方法が選べます。
インターネット回答の場合
配布されるインターネット

回答利用ガイドに従い、10月7日(水)までにパソコン・タブレット端末・スマートフォンなどで、国勢調査オンラインへログインし、回答してください。

紙の調査票を郵送する場合

配布される郵送提出用封筒に記入した調査票を入れて、10月1日(木)～7日(水)に投函してください。

紙の調査票を調査員に提出する場合

調査結果でまちづくり

国勢調査によって得られるさまざまな統計は、学術・教育・企業などの幅広い分野で利用され、より良い暮らしや住みよいまちづくり利用されます。

個人情報厳格に保護

国勢調査に従事する人には、統計法により守秘義務があるため、調査で知り得た情報な

を口外することは絶対にありません。
調査票を入れた封筒が封をしてあった場合、国勢調査員は開封することなくそのまま市役所に提出します。
調査票は統計を作る目的だけに使用し、集計後は溶かして再生紙になります。

新型コロナウイルスへの対応



感染防止の観点から、可能な限りインターネット回答または郵送提出による回答をお願いします。
インターネット回答は24時間いつでも回答可能です。
インターネット回答または郵送提出による回答を行った場合は、国勢調査員による再

訪問は不要となります。
問い合わせ 総務課(☎④227)

